

昭和二十九年三月十三日
第三四號
午後一時開議

(16頁)

官報(号外)

官報

号外 昭和二十九年三月十三日

○第十九回 衆議院會議録第二十号

昭和二十九年三月十三日(土曜日)

議事日程 第十八号

午後一時開議

一 防衛庁設置法案(内閣提出)及び自衛隊法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

●本日の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出)及び自衛隊法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

午後一時十九分開議

○議長(堤隆次郎君) これより会議を開きます。

一 防衛庁設置法案(内閣提出)及び自衛隊法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

○議長(堤隆次郎君) 防衛庁設置法案及び自衛隊法案の趣旨説明に対する質疑を継続いたします。床次鶴二君。

〔床次鶴二君登壇〕

○床次鶴二君 私は、今回提出せられた防衛庁設置法案、自衛隊法に關し、改進黨を代表して質疑を行いたいと存じます。

その前に、簡単にこの二法案の制定に關与いたしました改進黨の立場と見解を申し上げ、質疑の趣旨を明らかにいたしたいと存じます。

わが改進黨は、二年前その立党のときから、国力に相応した自衛軍備の創設を主張して今日に至りました。これは、諸君御承知の通りであります。もとより、われわれは、悲惨な戦争の体験に基づき、絶対の平和を欲することは何人にも劣らぬところであります。し

かし、われわれは、この平和は今日の国際社会では単なる無防備や非武装中立といった観念的な態度ではとうてい確保できるとは考えておらぬのであります。現在、わが国の安全は、日米安全保障条約により、米軍軍隊の手によつて保持されております。しかし、独立した国家が一国の安全をあげて外国軍隊にゆだねるということは、きわめて不自然なことであります。よつて、わが国は、一日も早く必要な最小限度の軍備を備えて米軍軍隊の撤退をはかるべきであると主張して参つたのであります。

元來、独立国家は自衛権を有し、これを行使するため戦力を保持し、軍備を持つことは、独立国の当然の権利であります。かつ、日本國憲法の前文の世界平和の理想も、また第九条の侵略戦争禁止のための条章も、この自衛軍備の保持を禁止するものではありません。従つて、本法案の自衛隊のごとく、外国の侵略に對して國家を防衛する自衛軍備を持つことは、獨立國家として一日も早く実現すべきところであり、むしろ

今日までこれが実現を見なかつたことを遺憾としたして参つたものであります。(拍手)

これに對し、政府は、從來、直接侵略には日米安全保障条約によつて米軍軍隊がこれに當り、わが國の保安隊、警備隊は間接侵略その他の治安維持の任務に當るものであり、現行憲法とわが國の經濟事情のもとでは、自衛のための軍備といふものを保持する意思はないといふ、われわれと異なる態度をとつて來たのであります。しかるところ、政府は、昨年夏MSA援助の交渉を開始するにあたり、にわかにその態度を改めてわれわれの主張に同調し、ここに從來の治安維持を主任務とするところの自衛隊に切りかえることになつたのであります。すなわち、昨年九月鎌倉において行われましたところの重光・吉田会談がこれでありました。これに基づき、わが國は、國家防衛の問題は一党一派を越えたところの民族的、國家的な重要問題であり、しかも一日も急なる要するものと考へましたため、しばらく政府の政策の転換の責任を問うことを避け、あえて本法案の作成に協力をいたしましたのであります。このような立場から、私は総理大臣及び保安庁長官に對し数點の質問をいたしたいと存するのであります。

まず私が総理大臣に伺いたいことは、この二法案の実施に關し政府はいかにして國民の理解と納得を得んとするのであるかといふことであります。今日の運びになつたことは、一に國民の獨立意識の高揚と、国力の回復と、さらに國際情勢の急転に基くものであります。が、真にその目的を達するためには、背後に國民全体の十分なる協力、國民みずからの強い自覺と深い理解が必要であると信ずるのであります。現下、わが國民は、自由民主主義と共產主義の阿諛營の中間にありまして、直接、間接にその著しい影響を受けておるのであります。しかも、直接戦争の悲惨なる体験をしたわれわれ國民であります。憲法の上から見まして、政治外交の上にも、あるいは經濟財政上にも、また直接日常生活に、いわゆる大砲がバスターカの問題をいたしまして、きわめて切実な問題に直面いたしておるのであります。それだけに深刻な悩みをいたしておるのであります。

しこうして、この疑問と悩みを拍車をかけましたのが、遺憾ながら政府の見解であつたと存じます。すなわち、憲法第九條の解釈を初めといたしまして、ジェット機、原子爆弾等の近代設備を有せぬから戦力でない、戦力を有せぬ軍隊とか、あるいは戦力に至らざる軍隊等々いふ戦力問答を初めといたしまして、あるいは国力が許せば再軍備をするとか、あるいはわが國の安全は米國に依存せば可なりとか、

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議録第二十号 防衛庁設置法案外一件の趣旨説明に対する床次君の質疑

あるいは現在わが国にはその経済力なしとか、あるいはわが経済力回復せば戦前のことを準備を保有せんとするがごとき、政府の真意はまことにこれらに在り、詭弁をもつて法の解釈を糊塗し、既成事実のもとに憲法改正を行わんとするがごとき印象を与へて、国民に疑惑と誤解を生ぜしめたのであります。政府のわが国防に關する情勢判断はまったく見当違いであり、政府の所信のあいまいで明確を欠いたことは、今日において本法案の円満実施につき著しい困難を生ずるおもな原因となつてゐるのであります。これに対し、政府はいかにその責任を感ずるか、総理大臣はいかにしてこの国民に与へた疑惑と誤解を一掃し、真に国民に對しその理解と協力を得んといふのでありましようか、またいかにして真に祖国防衛に任ずる自衛隊を育成せんといふのでありましようか、その対策と決意を伺いたいと存するのであります。(拍手)

次に、総理大臣は、政治の軍事優先と文民優位に關しかなる所信を有するか、承りたいのであります。わが國が過去において政治優先の原則を守り得なかつたために遂に敗戦の悲劇にまで立ち至つたことは、いまさら申し述べるまでもないのであります。自由と民主政治を保障するためには、軍人の權力を適當に制限することが必要であります。このためには、本法案では、

自衛隊に關する重要事項はあげて國民を代表する立法機關である國會の権限とし、最高の指揮命令の權力は國民から選ばれて執行権を有する総理大臣に与へられており、文官たる保安庁長官がこれを補佐してゐるのであります。現在の保安庁法では、いわゆる文官優先とし、武官に當る制服職員の任用範圍が著しく限定されておつたのであります。私が、私どもは、特に必要と認められる内局におけるところの一定の部局、たとえば裝備局長、教育局長等にはこれを緩和すべきことを主張して参つたのであります。しかるに、本案におきましては、この制限がまったく廢止せられたのであります。人事において、制度の運用において、この政治優先の原則をいかにして確保せんとするか、伺いたないのであります(拍手)

次に、政治優先の反面におきまして、総理大臣に權力が集中するの結果、総理の專制に陥るおそれなきやについて伺いたいと思ひます。わが國の総理大臣は、内閣を代表する地位にあり、閣僚の罷免権を通じて行政各部を支配する上に、多数党の首領として國會を指導し、その上憲法第七條の解散権を持つて常に國會に臨み得るのであります。さらに、法務大臣を通じて警察権を掌握し、加ふるに今回は警察法をも改正し、警察権をもその権限のもとに収めんとしているのであります。今新たに自衛隊の最高指揮権を掌握する

においては、その権限は各國の元首、大統領をはるかにしのぎ、他にその例を見ないのであります。一人に權力が集中し過ぎるとき、ここに專制への道が開かれるおそれなしとせぬのであります。かかる權力の集中を抑制し、民主政治を守るためには、総理はいかなる決意を有せられたのでありましようか、お伺いしたいのであります。われわれは、この趣旨をもつて國防會議の設置を提唱し、法案中にも織り込まれておるのでありますが、これに關し政府の見解を伺いたないのであります。

次にお尋ねしたいのは、防衛省の設置についてであります。わが改進党は、かねてより國防に關する獨立の省を設置することを主張して参つたものであります。現在の保安庁も、今度の防衛庁も、法案に明らかなように、総理府の外局にすぎずして、長官として総理大臣の一下位にすぎないのであります。われわれが省への昇格を主張するのは、一に國防の重要性によるのであります。防衛の行政長官は、その組織の長たる地位において、当然内閣に列し、その責任を負ふべきであります。とりわけ行政組織としても、このような底大な機構が総理府に属していることは適切でないと思へるのであります。また、内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を持つただけでも重要な任務であります。この上に行政長官として軍政命令権を行使すること、は、權力の集中が過度に過ぎると思へるからであります。政府は近き将来においてこの防衛庁を防衛省に昇格せしめられる意向があるかどうか、伺いたないのであります。

最後に、政府は、自衛隊の建設にあつて、いかなる方針のもとにこれを行わんとせられるか、伺いたないのであります。自衛隊は、過去の保安隊とその本質を異にいたしました。国土防衛を主たる任務とするにかながみまして、真に祖國防衛の使命に徹したる隊員を必要とし、國家、社会も右にふさわしいところの榮譽と待遇とを保障すべきではないかと思ふのであります。たずねに保安隊の隊員をそのまま引継ぐことなく、新使命に適進することを官督するところの優秀なる者のみを選抜し、たとい人員の減少を見ましても、少數精銳主義により、將來の自衛隊の基幹として信頼し得る人物をもつて組織すべきであると信ずるのであります。特に保安隊は近來数次の汚職問題等も発生していることはまことに遺憾であるのみならず、幹部養成の機關であるところの保安大学の學生の一部さえもすでに左傾し、戦意なき將校が戦力なき軍隊ともにつくり出されてゐるとの批判を聞くのであります。この際過去を一新し、魂ある軍隊、自衛隊とすべきであると信ずるが、その所

の方針については、いかにしてこれを国民に理解させるかという御質問でありましたが、政府といたしましては、国会の論議を通して国民の十分な納得が得られるものと信じております。その意味におきまして、国会の論議は特に意義が多いと考えるのでございませう。

次に、保安庁法による内局の任用資格制限を全部撤廃したはどういうわけか。政府といたしましては、政治の軍事に優位するこの原則は絶対にかえぬつもりであります。ただいまも御指摘がありましたように、旧憲法のもとにおきまして、統帥権が独立をいたして、政治が必ずしも軍事の上に優位していなかったために、太平洋戦争のような悲惨事を現出するに至つたのであります。従いまして、政府といたしましては、新憲法のもとに政治が軍事に優位するといふことは、これはどこまでもこの方針を堅持して、かえぬつもりであります。しかしながら、それと国民の優位といふことは、おのずから異なるのであります。この旧軍人といふものを今回の保安隊に用いなければ別であります。用います以上、その間に差別を設けず、おの／＼十分にその能力を発揮せしむることが、保安隊あるいは自衛隊を今後発展せしめる上にも最も重要なことであると考へまして、この間の差別は撤廃をいたしたい。そういう考えをとるに至つた次第

であります。それだけに、今後この保安隊その他の教育は特に重要性を持つて参るのであります。過去における軍人の教育が一種のかたわりの教育であつた、そのために大戦前の事態を引越したところに大きな考へべきものがある。特に今後の保安隊その他の他の専門教育について注意を払わなければならぬと覚悟いたしております。

それから第三に、総理は各種の権力を一身に集中することになるが、この専制を防止する方法を考へているかといふことでもあります。これは、御指摘のように、まことに、政治上におきましても、また防衛力の関係におきましても、総理大臣が非常に大きな権力を持たせようことは、御意見の通りであります。しかしながら、これはおのずから専制独裁者とは違ふのであります。民主主義のもとにおきましては、すべては国会の監督を受けております。この衆議院、参議院に任期が憲法によつて規定されておりますことは御承知の通りであります。いかなる大きな権力を持ちましようとも、その選挙によりましておのずから政界の分野がかわつて参る。そこに独裁者の権力を振うことを防止し得る限界がある。御安心ができると思ひます。また民主主義のもとにおいて、それ以上に強い制度はない。それだけに、国会の権

威を高めることが一層必要になつて参るのであります。

防衛庁を将来省に昇格せしむる考へはないかどうかという御質問であります。防衛庁を省に昇格させることは、国家行政組織全体と関連する問題でありまして、今後自衛隊の増強とともに慎重に検討して参りたいと考へております。

爾余の質問に対しましては所管大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

(國務大臣木村篤太郎君登壇)

○國務大臣(木村篤太郎君) 魂のある自衛隊をつくり上げる、まことに同感であります。魂のない自衛隊をつくつては、これはたいへんであります。われわれも魂のある自衛隊をどこまでもつくり上げたといふ考へております。しかしながら、精神教育につきましては、上からの、形式的の型にはまつたような指導は、私はすべきものじやないと思ひます。いわゆる隊員がみずから盛り上つたところに初めてつばな精神がでけると確信しております。そこで、われ／＼は、自衛隊に向つては、常に自衛隊は国の平和と独立を維持する崇高な任務を帯びているのであるといふことを深く自覚し、この自覚のもとにすべての訓練その他の教育を施して参る次第であります。

この使命に徹すれば、必ずや魂のある自衛隊ができ上るものと確信して疑いませぬ。それと同時に、自衛隊員は、

いわゆる国民の信頼を得なければならぬのでありますから、一個の社会人としてみようならば人格を積み上げるように、ふだんから修養すべきであるといわれれば確信いたしました。この面からも十分なる研鑽を遂げさせて参る次第であります。私は、来るべき自衛隊員は、おのずからつばな精神を持つた、すなわち今床次君の言われるような魂の入つた自衛隊員ができ上るものと信じて参る次第であります。なお、

今度の保安隊を自衛隊に切りかえる際におきましては、これは自衛隊法に基きまして宣誓をさせます。宣誓をさせ、この宣誓に基いてすべての方針がきまるわけでありまして、この宣誓に基いては喜んで隊を去つてももうつてもあります。ここにおいて初めてつばな自衛隊がつくり得るものと確信しております。

なお、長期防衛計画につきましては、私はしば／＼申し上げました通り、これはなか／＼容易に計画が立つものじやありませんが、さらばといつて、これをこれなりにおいてはいかぬと思つております。われ／＼は慎重に考慮いたしまして、なるべく早急に長期の防衛計画を立てたい、こう考へて参る次第であります。(拍手)

○議長(橋本虎次郎君) 下川儀太郎君。下川儀太郎君登壇。○下川儀太郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、自衛隊並びに防衛

庁設置法案に対して、いささか質問を試みるものでございます。

かつて、漫雨家の近藤日出造君が吉田内閣を諷して、かえるががまになら、がまが戦車となつて、その上に吉田総理が指揮をとつてゐるのが描かれておりましたが、まことに描き得て妙、この法案こそその露骨なる姿であると喝破するものでございます。(拍手)

しかも、本案は、表面保安庁法の改正のごとく言われておりますが、その内容を一瞥いたしますと、むしろ陸海空にわたる機構と性格はまさに軍隊であり、憲法改正にひとしい重大なる法案と云うことができます。(拍手)なおかつ、MSA並びに國運参加とともに当然海外出兵も考へられ、この法案は空文化され、露骨なる憲法違反がわれわれの前に展開されると考へられます。(拍手)今日、政府は、みずからの犠牲なくして国民に耐乏生活をしい、汚職事件に対する自己反省もなく、政府に対する国民的感情と批判を、教員諸君の政治活動の禁止や首切り行政改革等の弾圧法によつては先をそむけ、その上に民主的機構を権力化し、防衛に名をかりて昔日の軍隊に返らんとするこの二法案は、まことにファシズムへの前進であります。(拍手)民主政治への暴力的行為として、断固われわれは反対するものでございます。同時に、われ／＼は、この二つの再軍備的

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 防衛庁設置法案外一件の趣旨説明に対する平川君の質疑

法案は、MSA援助につながるアメリカへの忠誠であり、驚いであり、逆に、大衆の側から見れば、国民生活は破壊し、国土と民族をアメリカの防波堤とし、人柱とする、恐るべき性格を内蔵する、いわゆる屈辱的法案と断ぜざるを得ません。(拍手)

しかも、今日、自衛隊、防衛庁として創りかえられる保安庁の現状を見てみると、これまた汚職の伏魔殿と冒われ、新聞紙上にぎわした事件は数々に達しております。そのために、遂に第一管区吉田総監は辞任をしておる。われわれは、保安隊の数々の汚職や、保安庁のルーズキワマスの入札の実態を見ると、これらの一切が国民の血税によつてあがなれておることを思うと、われわれははげしい怒りを感じるものであります。いわんや、それらの疑惑を一掃せずして、歴大な予算をもつて再軍備計画の第一歩を踏み出すなどは、議會と国民を侮辱する最たるものと目わざるを得ないのであります。(拍手)

（拍手）して、この二法案の裏づけ予算は、二十八年度の繰越しと合して九百六十三億でございますが、一兆四の緊縮予算の約一割が汚職と腐敗の防衛費の中に投げ込まれるとするならば、どこに日本の平和と独立が約束されるのでありましょうか。(拍手)

私は、かかる観点に立つて本二法案に強く対決するとともに、若干その根本問題に触れ、詳細は委員会に譲りたいと考へます。

質問の第一点は、しばしば「予算委員会において論議されました防衛の定義とその限界についてであります。今日までの近代国家の軍隊の歴史をひもいとも、侵略という名においてつくられたためしは、ございません。民族と國の防衛の名のもとにつくられ、それがまた支配者のエゴイズムと資本主義の矛盾の中に侵略にかり立てられたことは、すでに諸君のよく承知しておるところであります。日本に例をとつてみても、満州事変、あるいは日支事変、世界戦争の歴史はこれを如実に物語っております。しかも、今つくられた日本の自衛隊は、安条条約、行政協定、MSA協定の鉄則のもとに、アメリカ要請のいかんによつて左右され、みずから守るのではなくして、アメリカを守るためのものとなり、犠牲となるにおいては、かつて日本が支配していた満州國の軍隊のごとく、まったく奴隸軍のぞしりを全世界から受けなければなりません。(拍手)

従つて、文字通り自衛隊、防衛庁を日本の独立と平和を守るためと解しても、その本質と現実とはあまりにも隔たりのある姿と言わざるを得ません。よしんばMSAの援助を受けておつたとしても、国土に七百有餘の軍事基地を提供し、貿易の制限を受け、アメリカの指導のもとに置かれるというような自主性のない国家は一つもないと考えられます。(拍手)

従つて、自衛隊、防衛庁

の創設は、むしろ独立と平和を守るものではなく、その歴大な予算と、アメリカに約束づけられた性格は、国民大衆に飢餓と窮乏を予へ、ひいては民族に最大の不幸をもたらすことを衷心より憂うるものでござります。(拍手)

昔から、日本には、攻撃は最大の防備であるという言葉があります。それが真珠湾攻撃ともなつたのであります。それを推し進めて行くと、自衛隊の行動も、現実には侵略に備へておるんですが、やがては攻撃に発展して、過去の軍閥の犯した罪をそのまま受けなければなりません。日本が好むと好まざるを問はず、アメリカの要請によつて一歩攻撃へ参戦すれば、自衛は勢い侵略に一転いたします。また、国連加盟やMSAの受諾に伴つて、國際紛争の場合、当然日本は参戰の義務を負わされるでしょう。いかに憲法において武力行使を禁じてあつても、また自衛隊の出動を直接侵略に限られていても、しよせんは共同防衛の名のもとに海外派兵を受諾せざるを得なくなるでございましょう。この場合に、自衛隊を軍隊ではないと否定し、参戰を拒んでも、国連はこれを見のがしません。同時に、自衛隊の性格は、自衛を飛躍して、はるかに日本憲法のちから外に転落したすでしょう。従つて、かかる見えない矛盾、すなわち自衛隊を軍隊でないといふ國民を偽つて増強し、平和運動を抑制しつつ國民感情を再軍備

にあおり、憲法を改悪することによつて自衛隊を合法化せんとするところに吉田内閣の恐るべき陰謀があると私は考へるのであります。(拍手)

やがてその馬脚を現わすとしても、現実にはこの二法案に含まれた政府の意圖する防衛とは一体何ぞ。その定義と限界について、また國連加盟並びにMSA受諾の場合とあわせて、明確なる答弁を關係大臣に求める次第でござります。(拍手)

第二点は、憲法との關係であります。言うまでもなく、憲法第九条においては武力行使を禁じてあります。しかるに、自衛隊法案の直接侵略に對しては、武力行使を規定づけております。言うまでもなく、自衛隊が武力行使をするときは、おそらく國際紛争のさ中である。しかるに、憲法においては國際紛争を解決する手段として武力行使を禁じて、自衛隊法案においては武力行使を認めている。明らかに憲法無視であり違反であると思うが、提案者並びに關係大臣はいかなる見解を持つておるか。同時に、憲法に禁じられている武力行使と本案に規定づけられた武力行使とは一体どう違うのか。また、政府のいう武力とはいかなることとをさすのか。第一の質問と関連して、明確なる答弁をお願いいたします。

また、緊急の場合は國会の承認はあつてもいいことになっておる。これは危険きまゝ規定はありません。たゞ國會が承認の場合には出動部隊は後退しなければならぬとしても、もしかりに國民の生活と生命を無視するようなら總理大臣がその指揮監督権を握つた場合、その独善と封建性は、おそらく、東條内閣と同じように、國會を無視し、掌握した軍隊と警察の権力によつていかなる事態を引きすかわかりません。(拍手)

われわれは、第二次世界戦争において、すでに苦い経験と犠牲をなめさせられております。すなわち、自衛隊の指揮監督権のいかんは、日本の運命と民族の興隆を決すべき重大な問題がお互いの上に背負わされておることを知らなければなりません。もし政府がかかる無難な法案を押し進められて行くとするならば、あえて私は言いたい。本案こそ、吉田内閣がMSAと引きかへに八千六百萬の民族の生命と財産をアメリカにゆだねるにひとしいものでござります。(拍手)

いわんや、アメリカの傭兵的自衛隊の指揮権がアメリカ一辺倒の吉田内閣にあるとき、おそらくアメリカの意のままに自衛隊は運営されるでしょう。いつも犠牲にされるのは國民であり、もしかりに指揮権、監督権ありとせば、それは國民のものであり、國民の合議のもとに譲らざる運営こそが平和と独立を守る民主主義政治のあり方と私は考へ

第三点は、自衛隊の指揮監督に関する問題であります。本案は、最高指揮権が總理大臣となつております。かつ

えます。(拍手)この点に関し、総理及び関係大臣の答弁をお願いいたします。

第四点は、前項に関連して、緊急という名において国会の不承認のまま自衛隊が出動し、その結果国土の破壊と民族の滅亡を招来したとき、国会が不承認だといつて撤退しても遅いのであります。過去の戦争ならいざ知らず、今日の原爆、水爆の科学戦の中において、あえて戦火に巻き込まれること自体が愚の骨頂であり、賢明な為政者のとらざるべきところであり、従つて、国会の承認なくして出動せしめる等はないものであり、万が一そのために国際紛争と科学戦の中に追い込まれて国土と民族の大多数が犠牲となつたとき、一体それがその全責任を負うことでしょうか。(拍手)責任を追究し論議する者すらこの地上から消え去るほど今の戦争は恐ろしいものでござります。七十の老宰相吉田さんは、老い先が短かいから、あえて気にならないかもしれないが、か弱い五千三百万の婦女子の生命財産と日本の前途を思うとき、軽々とかかる法案を出すべきではない。この点に關して、吉田総理の御意見並びに関係大臣の意見を伺いた

四条に日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一條の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならぬ。とあるきり、きわめて巧妙に採られております。かりに共同防衛する場合、日本区域ならば当然指揮権は日本として規定されなければならぬ。これを明確化されてはいないのはいかなる理由か。それとも、日本の自衛隊は常にアメリカ軍の隷屬下に置かれておるのか。また、日本区域とはいかなる領域をさすのか。すなわち、常軌的には日本の領域であつても、防衛を拡張し解釈いたしますと、アメリカから見た日本区域とは、中国を含めたアジア全域にわたるかも知れません。しからば、日本はみづからアジアの孤児となり、アメリカ帝國主義の手先となつて、アジアの平和の攪亂者と言われなければならぬのであります。(拍手)自衛隊の出動と指揮権に關連して、日本区域とはどの程度をさすのか、提案者並びに閣外相の明確なる答弁を要求いたします。

第六点は、国内治安と自衛隊の出動についてであります。すなわち、自衛隊が国内治安のために出動するのは災害と暴動のときと考えられます。前者はともかくとして、後者の場合、その認識と行動を誤ると、大衆への圧迫となり、人権蹂躪ともなることでござります。治安に名をかりて出動する場合、一休治安の限度をどこに置くか。今日、労働組合や農民組合、中小企業者が生活権擁護のために各所でデモや大会を持たれておる場合、往々にして感情のおもむくままに警官隊と小ぜり合いをすることもあります。しかし、今日までの情勢は、警官隊さへ靜かであるならば、決して暴動化しておられません。しかし、自衛隊の指揮権が反動的政治家並びに資本家にあるときは、治安に名をかりれば自衛隊の出動は可能となつて参ります。すなわち、自衛隊の濫用によつて、労働運動を威嚇し、ひいては政治活動を圧迫することにならぬと限りません。まさにフアンズムの姿でござります。一体、政府は、国内治安に關し自衛隊をいかに使用せんとするの、その見解と限界点を示していただきたい。

な、国内治安を武力行使によつて治めんとするがごときは、眞の為政者のとらざるべきところであります。すなわち、治安の乱れや暴動の根源は政治の貧困であり、再軍備を知つて国民の窮乏を顧みざる不明の政治家の罪でござります。(拍手)もし吉田総理が知性と愛情のすぐれた政治家ならば、ここに思いをはせ、今からでもおそくないのであります。再軍備をやめて国民生活の安定のために全予算を投ずることが最大の治安の道であると考えますが、

総理及び提案者の説明を願いたい。(拍手)最後に、本案に關連して、自衛と憲法にまたがる問題として、特に明確にしていただきたいことがあります。すなわち、今までの私の質問に對して、おそろく答弁は、必ず、憲法違反ではない、アメリカに左右されない、自衛隊はあくまで直接侵略のみ出動するところになるでしよう。しかしながら、すでに、自衛隊創設以前において、吉田政府はアメリカの要請に基いて、國意を侵し、國際紛争に介入し、あたら無辜の青年たちを死傷せしめた事実が明らかにされております。すなわち、昭和二十五年十月、マッカーサー元帥の要請に基いて、日本の海上保安隊の掃海艇が、朝鮮戦亂のさ中に、アメリカ軍の元山敵前上陸作戦に参加していることとあります。これによつて、数隻の掃海艇は機雷に觸れて沈没し、死傷者十数名を出しております。これは、その犠牲者の一人の碑が殉難者顕彰碑として、吉田総理の揮毫により、四國の金比羅神社境内に現在建設されております。今日まで政府はこの事実をなぜ隠蔽されているが、最近に至つて新聞、雑誌等において明らかにされ、当のアメリカにおいても一時センセーションを起してあります。当時の遺族や戦友の口を封じ、なぜ国民にその真相を伝えなかつたか。問題化ここにござります。すなわち、日本憲法第九條を犯してアメリカの作戦に参加した件、ポツダム宣言受諾中の日本が、あえて一特定國に参加し、國際紛争に介入した件等々が輿論の攻撃を受けることを恐れたからでござります。当時の総理は吉田さんであり、官房長官は現在の閣外相であり、す。いずれも現内閣の最高指導者であります。もしこれらの人々が事実上の作戦に間接的にも参照しておつたとするならば、まさに憲法の違反者であり、今日國政の指導者たる資格はないものと私は考えます。(拍手)ななく、閣外相は、昨年度の予算委員会において、さうなことをなして、まづ、閣外相は、その当時の遺族の安寧まで添えてその真実を伝えております。また、マッカーサー元帥も、アメリカの新聞にその事実を証明しております。問題は、今回の自衛隊の運営に關連する重大な問題であります。この際その真相をつまびらかにしていただきたい。同時に、本事件が事実ならば、当時關係せる吉田総理並びに閣外相はいかなる責任をとるでしようか。(拍手)それ、閣外大臣の明確なる答弁を要望いたします。はなはだ簡単なが、私の質問を終ることといたします。(拍手)

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 緒方國務大臣の答弁

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 閣議國務大臣の答弁 防衛庁設置法案外一件の趣旨説明に対する岡君の質疑

二八〇

にしておりますために、やむを得ないかと考えますが、たとえば、MSAと引きかえに今回の防衛庁あるいは自衛隊をつくるのではないかと、あるいはこれによつて日本の防衛力はアメリカの備兵になるのではないかと、あるいは御心配は、国会と申しますか、あなた方がみずから悔るもはなはだしという以外の何ものでもありません。(拍手)私は、民主主義のもとにおきましては、すべてのかぎは国民の代表機関である国会にあるのでありまして、その国会の権威が高く、機能が十分に發揮されます以上、今御心配のようなことは断じてあり得ないと思つております。(拍手)総理大臣の権限についての御意見もまたしかりであります。

次に、憲法第九条において武力行使を禁じ、自衛隊法はこれを認めておるが、この矛盾をどう考えるかという御質疑であります。憲法第九条は、国際紛争を解決する手段として武力の行使を禁じておるものでありまして、自衛隊をして国際紛争解決のために武力行使を行はしめることは全然考えていない。自衛隊は、わが国に対する外部からの侵略に対して自衛を守るために、国の自衛権に基いて行動するものであります。従いまして、何ら憲法に反するものではない。

ほかの御質疑に對しましては保安庁長官からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇〕

○國務大臣岡崎勝男君 答へをいたしますが、下川君は國際連合憲章に対する理解を欠いておられるように思つております。國際連合憲章によりましては、國連加盟國といえども自動的に兵力提供の義務を負つておるのではないのであります。國連憲章第四十三条を見れば明らかであります。國連加盟國といえども、國連と特別の協定を結ぶにあらざれば兵力提供の義務を負わないのであります。現在かかる特別協定を結んでおる國は、一つもないのであります。いわんや、MSA協定のどこを見ても——これは自衛力を増強するために必要な兵器、裝備を援助しようという趣旨でありまして、海外派兵のごときは全然含まれておりません。

次に、行政協定に言ひます日本区域と申しますのは、今日の日本の主権はありまして、また完全に統治の権力を及ぼしておらない地域がありますものでありますから、かかる字句を使つたのであります。外國の領土をさして日本区域と云ふことは全然ございません。また第三は、日本の捕鯨船がかつて捕鯨に従事したことはもちろんありますが、朝鮮の戦前上陸作戦等に参加したような事実は全然ございません。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、たゞいま御提案の自衛隊法案、それに伴う防衛庁設置法案について、内閣総理大臣、外務大臣並びに保安庁長官に、根本的な二、三の点の質疑をいたしたいと思つておりますが、遺憾なことに、吉田首相が一日前に引續いて今日もお見えになつておりません。手荒、野党を問わず、この問題については、われ／＼は國家の主權と憲法にかかわる問題を提示いたしかねます。これに對して首相が責任ある答弁を回避されるということよりは、これは、國會を輕視するということよりも、わが國の憲法と主權に對する確信に欠けておるものと云わなければならぬのである。(拍手)このことをはつきり申し上げて、以下、首相にかかわる部分については、緒方副總理の責任ある御答弁を求めたいのであります。

まず、私は、質問の第一点といたしまして、政府は近き將來において憲法の改正を予定してこの法案を提出したものでないか、さらに、このような政策が強行されたあかつきにおいては、結局太平洋諸國を加えたるわれわれの言ふ太平洋軍事同盟に参加する布告となるのではないか、この二点についてお伺いをいたします。

方式に踏み出し、また三軍にわたるところの旧軍部本部ともいふべき統合機構會議を設け、しかも任用制限を撤廃いたしまして、部内においては旧軍國主義者の活動を手放しで認めようとしております。別に國防會議を設け、國防の重要事項については内閣總理大臣の諮問に依するなど、まづたくアメリカの國防体制の日本版である。(拍手)ただ異なるところは——異なるところは、防衛出動時における最高指揮権の所在が明確にされておらない。心ある者が見れば、いさゝかかるときには、アメリカ軍司令官にこの最高の指揮権をゆだねる余地を残しておるとしか考えられないのである。(拍手)その訓練も、アメリカ軍事顧問団を迎えてこれに當らしめるという。これでは、政府がいかに強弁をされようと、國民はこの周到にして巧妙に仕組まれたところのやみの再軍備備兵政策には啞然とせざるを得ないのである。(拍手)

朝鮮動亂の勃發直後、マッカーサー元帥の一片の書簡によつて設置された七万五千名の警察予備隊が、二年後には十二万の保安隊となり、今度は十六万になつ／＼とする三軍を兼ねた自衛隊となる。昨年の秋、吉田・重光會談に端を發した保守三派の諸君の防衛折衝は、あるいは戦力に至らざる軍隊と言ひ、あるいは憲法のわく内での自衛の軍備は持ち得ると稱し、憲法の解釈をめぐつて堂々めぐりをしながら、結局ここに事実上の軍隊をつくることに成功したものである。昨年の秋の總選挙において、西ドイツのアデナウアー總理大臣は、歐洲防衛軍参加については公然と國民の審判を求め、國會の三分の二の多数をもつて憲法の改正を断行しておる。これは、主權者たる國民にはひとしく關し、國民を偽ることによつて民主主義のルールをまつ／＼から否定せんとする吉田政府に對する生きた教訓であると云わねばならぬ。(拍手)緒方副總理は、一昨日の答弁において、現在の段階では憲法改正の意思はないと申しておられるが、それでは政府は、この法案をもつて憲法改正の前提とするものではない、憲法改正を予定するものではないと、この際はつきり言われるかいかをお聞きしたいのであります。

さらにまた、この法案の経過を見るに、平和条約第五條の米軍駐留に關する内容はこれを安保条約に譲り、安保条約はその具體的内容を行政協定に譲り、この協定によつて、不意にも日本全土をおおうところの米軍の巨大なる特權をのんだのである。そして、わずか二年を経て、このたびは、MSA協定の調印の時と同じくして、日本は、アメリカより軍事援助を受けるかわりに、その代価として過重なる軍事義務を負ふこととなつてゐる。平和条約よりMSA、警察予備隊より自衛隊という

この三段階の過程を考えると、軍事と外交は決して偶然なものではなく、実にワシントン政府と吉田政府が巧妙に演出をしたところの日本再軍備劇であると申さねばならないのである。(拍手)

占領中、対日理事会の英連邦代表であり、最もその意見が公正とされておつたマクマホン氏は、アメリカの対日政策の骨子は、日本をしてアメリカの安全のため反共の防壁たらしめんとすることにありと指摘している。このことはまた、伝えられるアメリカの上院において、日本は日本の若者の生命を多量にかつ安上りに提供することができるといふ、その討論によつても明白なように、わが国の防衛努力といふものはアメリカに奉仕する傭兵の政策であるといふことは、客観的事実を見ても疑いではない。(拍手)

(拍手) しかも、MSAは一九五六年には打ち切りにならうとしている。従つて、アメリカとしては、その期限までには一応諸国に軍事援助を与えてその防衛力を強化し、そこで日本、韓国、フィリピン、台湾その他アジア協定など、現在のアジア太平洋地域におけるところのこの個別的な安全保障体系を、日本の再軍備を待つて名実ともに機動的な安全保障体制、われわれの言う太平洋軍事同盟に転化し得る公算がきわめて大である。このことは、決して根拠のない仮定ではなく、ヨーロッパにおいてのマーシャル・プランから

NATO、EDCと、アメリカのヨーロッパ政策に見ても皆うかがうことが出来るのである。このようにして、自衛隊の設置は、憲法を改正し、アジア太平洋地域におけるこの軍事同盟に参加せんとする右と見らるるものであるが、政府は、この両案はこのような布石ではないと断言し得られるのであるか、この点を明確に承りたいのである。(拍手)

次に、外務大臣に対して、この両法案とわが国の外交の基本的な政策との関連について伺いをいたしたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、今日世界の動向は、一言にして尽せば、各国はいわゆる話し合いによる冷戦の緩和のために懸命の努力を傾けておる。このことは、吉田総理も、すでにその答弁において、この努力はある程度成功しておるとも認めておられるのである。ベルリン会議はもとより、やがて四月下旬には、ジュネーヴにおいて、アジアにおける平和の回復を議題とする会議が中華人民共和国なども加えて開催されることとしておる。昨年十二月のアイク大統領の原子力の平和利用に関するあの全世界への声明も、実に全世界の理性が平和に向つて力強く具体的に目ざめつつあることを物語つておる。アジアにおいては、先般インドのネル首相は、パキスタンに対する武器援助の対価としてインドにも軍事援助を与え

るといふアメリカの申出に対し、これはアジアの平和をそこなうものであるという理由をもつて、きつぱりと拒絶をいたしておる。この英断こそは、アメリカに対するよりも、わが吉田政府に対する最も時宜に達した教訓と申さねばならない。

朝鮮の政治会議も間近に迫る今日、アジアの冷戦の一つの中心である、しかも日本がその当事国となり、中ソと日本が互いに仮想敵国として対峙しておるというこの不幸な事実に対し、これを緩和するどころか、かえつてアメリカの庇護のもとに自己の防衛力を強化し、求めて火中のくりを拾わんとする。このことについては、アメリカ国内においても、有名な軍事評論家のボールドウィン氏やオルソップ氏が、日本のこのたゞの再軍備を目して、アジアにおける戦争の潜在的危険は増大するものであると言つておる。このような世論の中で、今や世界が折衝によつて冷戦を緩和せんと努力しておるに、世界の輿論から孤立し、防衛力を増強することが、はたして憲法にいうところの諸国民の公正と信義に信頼する日本民族の姿であつていいのであろうか。信義と公正に信頼するどころか、憲法の平和への理想にまづこうから挑戦するものと言わざるを得ないのである。(拍手)

われわれは、この今日の国際情勢こそ、われわれに与えられた好機とし

て、独立の完成という目標に向つて全努力を傾注いたすべきであり、それは、主権を傷つけ、国民に無理な犠牲を強要して防衛力に急ぐのではなく、いまだ残された未議和の国々との間に正常な外交関係を樹立するために最大の努力を尽さねばならない、今こそその好機と言わねばならないのである。しかるに、岡崎外務大臣は、先般のこの答弁において、自由諸国の防衛力の強化が冷戦の緩和に貢献し、従つて、日本の防衛力の強化も、ひつきようは世界の平和に役立つものであると解されるような言辭を弄しておられる。今日の原子兵器時代、政府みずからも戦力ではないと卑下するような弱体な防衛力をもつて世界の平和に役立ち得るなどとは、まづたく卑怯ひといひナンセンスと申さねばならない。(拍手)

また、外務大臣はしばしば、日本も自由諸国の一員としてと申しておる。しかし、日本が自由陣営に参加することは、必ずしも日本がアメリカの意を迎へるに汲々たることを意味するものではないのである。(拍手)

イギリスにおいても、フランスにおいても、アメリカに対する非難はすでおおいがたいものがあるのは事実である。アメリカの大マッカーシズムに対し、日本が極東の小マッカーシズムを気取るといふやうな、このやうなちやちな態度こそは、実に岡崎外務大臣の国際情勢の判断の重大なる誤謬に発

していると思ふのであるが、私は、この意味において、政府今回の措置は、日本の独立と平和に名をかりて、かえつてわが国の主権を傷つけ、独立の完成を困難に導くものと言わなければならぬのであるが、あえて外務大臣の所見を承りたいのである。(拍手)

第三点として、いささか内容にわたりますけれども、この法案において憲法違反の疑義がある点を多々見出します。ので、この点について木村保安庁長官の責任ある御答弁を求めたいと思ひます。

まず、この自衛隊法第五章第三十六条、また第四十条等の規定であるが、第三十六条第五項について言えば、任用期間がきまつてゐるにもかかわらず、退職が重大なる支障を来すと認められる場合には、強制的に、本人の意思に反して任用期間の延長ができることとなつておる。これは明らかに憲法第二十二條の違反と私は思ふのである。本法のこゝで志願制を採用する限り、たとえ外部からの直接侵略がある場合でも、本人の意思に反して強制的に任用期間の延長をすることはできないはずである。いわゆる、外部からの直接侵略のおそれがある場合と称するが、何をもつておそれがあるかと断じ得るのであるか。国際情勢の不安な場合には、何年でもこの理由で任用期間を延長する口実となつてしまふ。これは職業自由の権利否認を一步進めて、権力をも

つて人身の自由を拘束するものと看做なければならぬ。

また、本案第八章の條に於ては、法律を以て、これを明かに憲法第二十九條に違反するものとする。

その第三條、防衛出動時における物資の収用に関する規定は戦時中における國家總動員法第十條總動員物資の項に、本法第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、それ、國家總動員法第十三條、第十四條、第六條に違反し、特に第八條においては労働三法の適用除外を規定してゐる。國家總動員法に「戦時ニ際シ國家總動員上必要と認めるときは」との語句が、本案においては「自衛隊の任務遂行上必要と認めるときは」との語句が、これと異なるのであつて、その内容は何かかわつてゐる。更に厚顔無恥な政府は、國民を再び戦争の恐怖と不安の中にたたき込めんとするものであると云われても口がつかないと思ふ。

(拍手)

戦争中の公然たる権利の侵害、あの苦痛を再び政府は再現しようとしてゐる。しかも、政府は、この場合、災害救助法によつて財産権を収用するといふが、災害救助法に「非常災害」とは、天災地変を原因とし、政府及び國民の不可抗力に由る災害に限るものであり、これは憲法に「公共の使用には該當するかもしれないが、戦争を放棄したわが憲法において、自衛や防

衛のために財産権が権力によつて収用される」といふことは、われ／＼は断じて理解できない。容認することもできない。(拍手)本法第五條第三十六條、第四十條あるいは本法第三十條の他の各條は、明らかに憲法の第二十二條並びに第二十九條の違反であつて、人權並びに財産権に対する侵害となるものであると思ふのであるが、木村長官の責任ある解釈を承りたい。

一次にはまた、防衛出動が発令されたあつたきにおいて、一人何人が最高級の指揮権をとるかの問題である。言ふまでもなく、日本区域に不幸にして直接侵略が加へられたとき、わが方の自衛隊は、この侵略を意圖する外國軍隊と、国土内あるいは近接する海域において武力行使する建前となつてゐる。しかし、かかる事態となれば、当然このような侵略部隊の進出基地、すなわち他國に所在する海軍基地や空軍基地に対して先制攻撃が加へられることとなし、わが國の自衛隊はいたずらに犠牲のみ多くして、本来の防衛の目的を達することができないことは言ふまでもない。このような非常の事態については、行政協定第二十四條において「日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一條の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない」ととりきめられてゐる。最近の答弁においても、木村長官は、アメリカ軍とわが方の自衛

隊の共同はあり得ると申されてゐる。共同と言ふのが、共同措置と言ふのが、言葉のあやまりとして、國民常識からするならば、直接侵略の排除を唯一の目的として、日本の自衛隊とアメリカの海空軍を主力とするアメリカ軍隊が共同作戦を遂行することとなるのである。しかし、近代戦の性格から見れば、このような共同作戦は、あるいは相手の出方に先行し、また即応し、最も機動的に行われなければならないのであつて、このためには、当然に日米兩國の軍隊は一本の指揮権によつて掌握されなければならないこととなる。一体、このような場合において、アメリカと日本のいづれがこの作戦の行動の指揮権をとるかという問題である。

われ／＼の知る限りにおいては、自衛隊は、装備においても、これらの作戦の主導性においても、アメリカ軍に比しはるかに劣勢であり、かつまた、憲法の規定によつても、文民たる内閣総理大臣や防衛庁長官がこの指揮権に當ることは妥當ではない。従つて、この指揮権がアメリカ軍司令官によつて掌握された場合、アメリカの作戦遂行の行為は、もはや國際法上自衛の行為とは言えないのである。このように、自衛ではないところの、純然たる交戦権を行使するアメリカ軍司令官の指揮に基いて、交戦権を放棄したわが國の自衛隊が武力を行使することは、主観的な、また独

善的な解釈はいかにいふにもあれ、客観的には明らかに交戦権そのものの行使ではないか。(拍手)一方、その装備のいかにかわつて、共同作戦の一翼として戦力を提供することになるのである。これは明らかに憲法第九條第一項並びに第二項に対するまづ多くの違反と申さねばならぬ。

そのようにして、本法は、その内容においても、その実施にあたつても、憲法第九條、二十二條、二十九條に違反するところの疑義がきつて大である。おそろく、木村長官は、本法の御提案にあつたつては十分にこの点を御検討のことと思ふが、この機会に責任ある御答弁を要求いたす次第である。

最後に私は、いよいよわが國に防衛出動が発令されるに至つた事態において、内閣総理大臣に付与される巨大な権力が、わが國の民主主義を脅威するに至るのではないか、一党専制、ファシズムの道を開くに至るのではないかと、いふ点について、閣議の所見をたゞしたい。すなわち、万一にもこのような不幸な事態に至つたとき、警察法第六十二條以下に規定されてゐる國家非常事態の布告が発せられることは當然である。従つて、警察法が改正されたあかつきには、全日本の警察力は、い／＼内閣総理大臣の指揮下に統率され、治安維持の任務につく自衛隊は、言ふまでもなく内閣総理大臣がこれを掌握する。しこうして、前にも述べた

ごとく、國家總動員法を再現して、國民の權利や財産や、ときには生命に對しても機械的に支配を振うことができる立場に立つ。われ／＼は、あの戦争が済んで十年を経ずして再びこのような事態を想定し、このような事態に處すべき方法を論議しなければならぬといふ一歴史は繰返さずといふにもかかわらず、歴史を繰返さしめんとするこの反動的逆コースに対しては、平和を愛するすべての國民の名において断じて許すことはできないのである。

(拍手)

今や、ピストルとこん棒の治安力を右手に、ジェット機や榴弾砲や二十トンの戦車の自衛隊を左手に、しこうしてこの両者を指揮命令する巨大な権力が内閣総理大臣に集中せんとしてゐるのである。諸君の言ふ「臣民は、今や文武の大権を掌握して、半永久的な大統領の地位にのし上らんとしてゐるではないか。(拍手)一九三二年、国会に多数を制したアドルフ・ヒトラーとその徒黨が、次々とこのような非常立法をあえてし、遂にみづから總統の地位につてたヒトラーの道、東條の道は、諸君とこの同法案によつて開かれんとしてゐるのである。これは、日本の國民を再び戦争の恐怖にたたき込めんとするファシズムの再現と言わねばならぬ。総理大臣がこの巨大なる権力を駆使して、

自分みずからの意図においてフランスの道を走らねばならぬ、実質的にこれを拘束することはできないのである。今般ども、緒方副総理は、これまた憲法や法律の条項においてこれを規制すると申されたが、総理大臣がみずからこの意図に立つたとき、国会に自衛隊の出動の可否を問うといつても、無難なる解散権の前には、国会の意思はまつたくつがえされ得るのである。国防会議といふことも、総理大臣によつて罷免権を握られておる関係大臣を中心とする限り、決して内閣総理大臣を制することはできないと思ふ。一体、政府は、このような予測し得る権力の運用と、それによる専制ファツシヨから、主権者たる国民の権利、また国会の権威をいかにして守らんとするのであるか。官憲の上の文民優位、政治優位が一朝にして吹き飛ばすとするような事態である。朝鮮動乱に対し、李承晩大統領がいかなる権力行使したか。われわれは他山の石として学ばなければならぬ。緒方副総理に、国民が聞かんとするこの重大なる疑惑に対し責任ある答弁を求める次第である。

また、この法案と呼応するかのことに、日本の資本家陣営は、公然と、本家に盛られた国防会議と結んで、一九五六年までにはジェット機、誘導弾、戦車その他の高級兵器を建造することのできる体制をつくり上げると堂々と公表しておる。この事実も、諸君のこの再軍備政策がダレスの威嚇と二クソンの懐柔に屈したるのみならず、実に日本の資本家、日本のデスマーチヤントに奉仕せんとするものである。ことを明確に立証しておるのである。(拍手) 本案は、明らかに、わが国の主権を冒瀆せんとするのみならず、実に動労大衆に再び白紙と賃金停止と長時間労働の犠牲を行ひ得るような道を開かんとしておるのである。このように、世界とアジアの平和に挑戦し、日本国憲法を無視し、その主権を危うくし、日本の民主主義を破壊し、動労大衆の生活に危機を導かんとするこの法案を、政府はいささよく撤回すべきものであると信するが、政府の所見を伺いたい。この点、緒方副総理よりの答弁を求める次第である。(拍手)

【国務大臣(緒方竹虎君) 答へをい

たします。】

MSAの受諾は結局日本を反共の防壁たらしめんとするアメリカの対日政策に屈従したものである、これでは将来憲法の改正、また太平洋同盟への突入ということになるのではないかと、第一の御質問であります。わが国の外交方針は、国連に協力いたしまして、米國初め自由主義諸國と緊密な提携をはかりますとともに、集団安全保障の理念の實現を期し、もつて世界の平和に寄与するにあらうのであります。

【国務大臣(緒方竹虎君) 答へをい

たします。】

今後のMSA協定は、この方針の一つの現われにすぎません。また政府は、自衛力の増進の方針であります。再軍備というやうな大きな意図は持つておりません。(笑聲) MSA援助を受ければ当然再軍備、憲法改正、さらに太平洋軍事同盟等へ発展すると思つてゐるのではありませんかと考へます。こゝういふ意味であると思つてゐます。この改正をする意思はないといふ昨日以来の答弁を重ねて繰返します。

【国務大臣(岡崎勝男君) 答へをい

たします。】

今日の国際情勢が昨年初頭に比すれば相当緩和をいっているといふことは、累次御説明をいたした通りであります。この点は御同感であります。しかし、いまだ東西阿蘭營の間には根本的対立状態が継続していることも否定できないのであります。そして、自由主義諸國のうちに、すでにこの情勢を見て軍備縮小というやうな声も聞えるのであります。が、共産側におきましては、まだそのやうな傾向に認められておりません。さらに逆に軍備拡大の傾向も見られるのであります。かかる情勢のもとにありまして、日本を全然無防備の状態に置きますれば、無責任な帝國主義の行動を挑発するおそれもあるのみならず、米國駐留軍の撤退を予想することも困難であります。従いまして、MSA協定等によりまして、政治上、経済上可能な範圍の自衛力の増進を行うことは、國際的信賴を受けることはありまして、失ふことは決してないといひ確信いたしております。(拍手)

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 緒方副総理の答へ 岡崎國務大臣の答へ 木村國務大臣の答へ 防衛庁設置法案外一件の趣旨説明に対する辻君の

とは、日本の防衛態勢を、アメリカに依存した、かたわの姿にするか、それとも、一人歩きのできる均整のとれた形にされるかという点であります。安保条約によつて日本の安全を保障する方針を継続する限りにおきましては、当然の義務といたしまして、アメリカに基地を与え、集団防衛の一翼を担任し、その結果、最悪の場合には日本を戦争の渦中に投ずることを予期しなければならぬのであります。この方針に基く防衛態勢は、日本の国力から見まして、経費の比較的にかからない陸上自衛隊に重点を置き、海軍及び空軍は米國に依存する性格となりまして、そこに防衛の自主性が失われるのであります。これに反し、いかなる場合においても日本を戦争の渦中に投入しないということを将来の方針とされるならば、みずからの力で日本を守るべきであり、それに基づく防衛態勢は、航空自衛隊を主とし、陸海自衛隊を従とする均整のとれた性格たらしむべきものであります。そのいづれをとるかによつて、新しく整足すべき自衛隊の方向に重大なる変化があるのであります。この点はきわめて重大でありますから、精方閣議理から明確にお答えを願いたいのであります。

第二の質問は、M S A協定が民族の防衛意識を鈍らせるのではないか、こういう感じがするのであります。防衛力の増強は独立国家としての当然の権

利であります。協定の内容は、米國の援助に対する義務なるかのごとき印象を抱かせることはまことに残念であります。ことに、六百五十名の軍事顧問団は、アメリカ大使の指揮監督のもとに、M S A協定に基いて供与される装備、資材及び役務に関するアメリカ合衆國の義務を日本國の領域に遂行し、その進捗状況を觀察することを任務としておるのであります。それは明らかに米國の行政行為でありますから、それに必要な行政事務費は米國が出すべきにかかわらず、日本の負担にされていくことは、いかなる理由でもありません。経費は三十五億圓にすぎませんが、このような筋の通りならば、断然拒否するかしらうと思ふに、人件費、事務費等の全額を日本が負担いたしました。顧問団の身分を日本政府の傭人として、顧問の身分を日本政府の傭人とすべきであると考へるものであります。國家の權威と民族の誇りを一千万ドルの小費と交換することは断じて許されません。この点についての御見解を承りたい。

次に、木村長官に対する質問の第一点は、自衛隊が新任務を達成するにあたり、防衛の対象となるべき直接侵略及び間接侵略はいかなる形で現われ、それに対し防衛計画の上になかなる考慮が払われているかという点であります。日本の戦略的立場は、兩陣營の決戦正面ではありませんから、万一米ソ戦争が起つた場合にも、米ソ兩國

ともに日本に大なる兵力をさき得ないことは明らかであります。事直に述べますと、米ソ戦争に付随して生ずる日本への第一の脅威は、大陸に根拠を持つた空軍の襲撃であり、第二の脅威は、その空軍に支援された若干の兵団が空襲または船舶により進取することであり、第三の脅威は、その直接侵略に呼応する共産黨の武裝蜂起であります。

最近の世界情勢は、米ソ戦争が遠のいたように觀察されますが、反面において冷戦はますます激化すべく、ことに、日本におきましては、十萬の共産黨員が全国的に軍事組織を整え、虎視眈々として政界の混乱と経済崩壊のチャンスをつねらつてゐるということを重視しなければならぬのであります。従ひまして、このような情勢に對処すべき防衛計画は、現実の問題としては、内乱に對する國內治安の確保が第一であります。將來の問題といたしましては、空軍を主体とする防衛力の強化を必要と考へ手が現在の保安隊は將來戦のために時代遅れであり、國內治安の維持には不適當と考へるのであります。すみやかにその編成、裝備、訓練を日本的に改め、將來の直接侵略に對する防衛に備へるとともに、それと並行いたしまして、國內の治安維持に適應する日本の民兵制度を採用すべきものと考へるのであります。アメリカにおきましては、独立戦争の初めから、自

己の生命と財産を守るために近隣相結ぶ自衛組織が生れ、それが民兵として制度化されて今日に至り、アメリカ國防力の主体をなしておるのであります。貧乏な日本がアメリカに学ばねばき点あるとするならば、ぜいたくな正規軍ではなくして、まさにこの民兵制度であらうと考へるのであります。その点につきまして、長官は近い將來においてこの制度を真剣に研究、採用するお考えがあるかどうかということをお尋ねします。

次に、質問の第二点は、陸上自衛隊の増強において、技術部隊にさらに重点を置く必要がないかという点であります。普通科部隊、すなわち歩兵は、短期速成の訓練で補充が可能でありますから、平時の定員は極力減少いたしました。むしろ鉄道、通信、電気、建設等の技術部隊にしっかりと重点を置き、平時はその全力をあげて國內の開発と生産と建設に協力することによりまして訓練の目的を達成し、場合によつては悪質のストライキに備へて民衆の利益を守る等、一石三鳥の効果をねらわなければならぬのであります。

質問の第三点は、科学と技術の研究をさらに重視する必要があるかという点であります。原子力と電波兵器の発達、十年を出ずして軍備の内容に革命的变化を見ることは明らかであります。しかるに、技術研究所に充てられまして二十九年度予算はわずかに七億六千八百八十萬にすぎないのであります。今かりに陸上自衛隊員一萬人の増加を抑えたならば、年間九十三億五千萬圓を節約できるのであります。この財源をもつて技術研究所を充実することが有利と考へますが、長官の御見解を承りたいのであります。米國の中古兵器によつて頭数だけをふやす軍隊は有害であるということを上げたいのであります。

このほか、自衛隊法案と憲法との關係、陸海空自衛隊の統合に関する問題等重要な意見がありますが、私に与えられました十分間を越したためして質問を終ります。(拍手)

(國務大臣精方竹虎君登壇)

○國務大臣(精方竹虎君) お答えをいたします。

日本の防衛を、アメリカにおんぶして、びつこにするのではないかと、意味の御質問と承つたのであります。が、航空部隊の充実につきましては特に力を入れて参りたいという根本的な考え方は持つております。しかし、航空隊のみに片寄つて、かえつてびつこにならないような配慮もまた必要ではないかと考へております。これを要しますに、今日兵器が飛躍的に進歩しております。はたして自主性の非常に高い軍備を備へることができるといふことには一抹の不安があります。が、國力の増強とともに十分

重な検討を遂げて参りたいと考えております。

それから、MSA協定は自主的の防衛意識を鈍らすのではないかと御質問、また顧問団についての御質問がありましたが、MSA協定が自主的な防衛意識を鈍らすものであるとは考えておりません。政府は防衛力を漸増いたす方針であり、MSA協定もその線に沿つたものと信じております。

顧問団の費用につきましては、この費用の負担はわが国だけのことはなく、ほかの国でも類似のやり方をとつております。また、顧問団は米国の行政事務のみを取扱うものと考えては、顧問団が援助の実施、特に供与兵器の操縦訓練に寄与するといふ意味から見まして正しい見方ではないのではないかと考えております。

以上お答えいたします。(拍手)
【国務大臣木村鳩太郎君登壇】
○国務大臣(木村鳩太郎君) お答えいたします。

壮君の御質問中特に重要なのは、直接侵略と間接侵略が同時に起る心配があるではないか。これはごもつともた御議論であらうと思ひます。おそらく、将来不幸にして起り得るのは、直接侵略と間接侵略とが、同時に起るというところであり、これに対して自衛隊はどうするか、その訓練はどうしておるかという御質問であります。御承知の通り、今度の改正法案におき

ましても、直接侵略に対して備へると同時に、内地に起りますいゆる暴動その他の不祥事に対して対処し得るよう手段を加えておるのであります。それに対する訓練等につきましては遺憾なきを期して、目下着々とこれをやつております。

民兵制度につきましては、これはごもつともなごと思ひます。いわゆる経済的、能率的にやるということについては、民兵制度も考へべきだと考えております。従ひまして、われ／＼といひましては目下慎重にこれを研究中であります。まだ結論は得ておりません。

次に技術部隊の増設であります。二十九年度におきまして、この技術部隊を私は増加したいと考えています。ただいま編成、装備について研究中であります。

次に技術研究の点であります。これはし／＼私は同感であります。将来兵器の進歩は著しいものがあると思ひます。御承知の通り、電波兵器が盛んに今研究されて、すでにこれが実行に移されておるやに聞いておるのであります。われ／＼としても、遅れをとらぬように、十分にこれを研究して行かなくちやいかぬと考えております。御承知の通り、二十九年度予算におきまして約五億圓をこの研究に使用するのになつておりますので、われ／＼といひましては、十分この点に留意いた

したいと、こう考えております。(拍手)
○議長(橋本次郎君) 松永東君。

【松永東君登壇】
○松永東君 私は、日本自由党を代表して、きわめて簡潔に二、三の質問を特に総理大臣に試みたかったのであります。ところが、病氣のゆゑをもつて本日御欠席になつた。幸ひ諸方副総理がおいでになつておりますので、副総理にかつて御答弁をお願いしたい。

先年保安隊の創立以来、憲法第九条の規定にその保安隊が違反するかどうかという問題は、その当時から、国会においても、學者においても、民間においても議論が沸一しないところでありました。昨日も本日も、同僚議員と政府との間に幾多の質疑応答がとりかわされましたが、しかし私は、今もつて政府の答弁をもつてはは何として納得することができません。私は、小

数党でありますので、本案については、最後のしんがり役として、今までの政府の御答弁を最終判断して、ささか質疑を試みたいと存するのであります。

第一に、昨日なり本日の政府の答弁では、自衛隊の創設、漸増は憲法第九条の戦力ではない、従つて現在の段階では憲法違反ではない、しかし後日戦力となるに至つたときに憲法を改正する、こういう答弁をしておられるやうであります。もしそのお気持ちであるとすれば、そのいわゆる戦力となつたかどうかということは一体だれが判断するの

です。何人が判断するのです。吉田政府が判断するのであります。国民が判断するのであるか、學者が判断するのであるか、われ／＼にはこれはわからぬ。

一体、今日までの政府の戦力に対する考え方も人によつて異なつておる。木村保安庁長官は、昨年でありましたか、たしか六月であつたと思ひますが、各新聞夕刊所載によりますと、いわゆる防衛五箇年計画についての談話を試みられておる。その中に、自衛のための戦力は許される、すなわち、憲法第九条が所持を禁止しておるのは、戦力一般ではなくして、侵略戦争をするための戦力であつて、自衛のための戦力は禁止されていない、こう述べておられます。ところが、吉田首相は、あ

べこべに、自衛のためでも戦力を持つことは許されない、自衛のためでも戦力を持つには憲法改正が必要である、こう述べられておる。一日、岡崎外務大臣の答弁は、大体これと同様に、近代戦の勢力を有するものを戦力と云う、従つて、現在の保安隊または漸増する自衛隊は憲法のいわゆる戦力ではない、こう言つておられる。もしこの言

のごとしとすれば、近代戦の勢力とは一体どんな勢力を言ふのであつか、はなはだ明確を欠いておる。私はお伺ひしたい。戦力なりやいなやの判断をどこに置くつもりだ。

その区別の方法もいろいろございませう。主観的な目的のいかんによつて区別するのであるか。そういたしますと、すなわち、侵略戦争を目的とするか、自衛戦争を目的とするかによつて区別せられるのでありませう。

前述の木村保安庁長官の見解は、この主観説で言つておられる。自衛のためなら持つて言つておる。しかし、この区別の方法は、學者は全部反対しておる。ただし、侵略を目的として軍備をしておる国は世界に一国もありません。すべて自國を防衛するために軍備をもつていたし、と、世界に一国たりとも戦力を持つ国はない、こういうことになつて参ります。こんなばか

な議論が成り立つてはすがございませぬ。もし主観的な目的によつて定めることをいけなとするならば、客観的な装備、人員、編成のいかんによつてきめるべきであらうか。一日の岡崎外相の答弁によりますと、この説に依拠しておられるやうであります。しかし、岡崎外相の言われる近代戦の勢力を有するものが戦力だとするならば、近代戦の勢力とは原爆やジェット機を有するのをさすでありませう。もしそうであるとなれば、米ソ以外の国は戦力を有しない国である、こういうことになつて来る。かような説は、われ／＼の常識判断からいつても首肯することは断じてできません。

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 防衛庁設置法案外二件の題旨説明に対する松永君の質議

そこで、私は政府にお尋ねしたい。わが国の保安隊、今度改称される自衛隊が、一体いつ、いかなる段階に達すれば戦力を持つたか判断せられるのか、その判断は一体だれがするんだ、こういう点、これをひとつお伺いしたい。

さらに、第二点として、政府は、現に議論の中心となつております保安隊もしくは自衛隊が憲法違反なりと判断せられたときに、一体いかなる措置をおとりになるか御決心であるか、その責任はいかにして御負担なさる御所存であるか、これをお伺いしたい。

本法案においては、自衛隊の主たる任務を、直接侵略に対してわが国を防衛するとともに、その任務遂行のため、隊員その他の者に対して秘密保持、出動の義務、任意退職の制限等の義務を課し、その基本的人権を制限する規定を設けられておる。そうして、この義務違反には重い刑罰をもつて臨まれておる。もしそれ自衛隊並びにMSA協定のいわゆる防衛力が憲法のいわゆる戦力であるとするれば、この自衛隊法は憲法違反の法律となつて、前述の義務違反者に対して何の裁判も何の判決もできなくなるでしよう。いや、それどころではない。もつと大きな問題が起つて参る。すなわち、昭和二十九年年度予算は、前年度の予算の繰越しとを合せて千七百億圓と留われておるが、その予算の施行も、いな、その本

城である自衛隊そのものも破産せんけりやならぬようになりましよう。重大問題でございませう。

そこで私はお伺いしたい。政府は、自衛隊問題が憲法違反であるか否かは何人が判断するかと考えになつておるか。この判定者は、吉田内閣でもなければ、もちろんアメリカでもござりませう。また国民の多数意見でもござりませう。それは、一切の法律、命令、処分が憲法に適合するかいなかということを決する、憲法の番人でありまうところの裁判所でありませう。なかならず最高裁判所なければなりません。吉田内閣のひとりよがりな議論や、ごまかしの議論では済まされませう。いまにたいへん問題にならぬとも限りませう。論より証拠、一昨年八月のいわゆるやみ打ち解散が違憲なりとして改進黨の苦來地君の提起しました訴訟が、東京地方裁判所において、違憲なりとして吉田内閣の敗訴となつたことは、たつた半年足らずの今日でありますから、よもやお忘れになつておられません。これが四国や九州、北海道の端くれの裁判所でござりまするならともかく、東京のごま中の裁判所で憲法違反の烙印を押されたのであります。このような結果となつたとき、政府はいかに善処せんとせられるか。さらに、その責任はいかにして国民に負われる所存でございませうか。そのときになつて、べそをかい

たつて、手遅れです。馬鹿もまた及ばぬ。首相の御決心のほどを承りたい。首相がおられぬから、諸方副総理から承りたい。

もしそれ、岡崎外相の「昨日の答弁のように、戦力になるようになったときには憲法を改正する、こういうふうな説はまつたお話になりません。一体、憲法は、きよう改正を企てて、明日改正できますか。少くともこの憲法改正をするには数年の歳月を要することは常識です。それであるとするなら、戦力になつたと判断したとき、その瞬間から憲法改正が達成するまでは憲法違反が継続する。そんな憲法違反を継続されるおつもりであなた方はおられるんですか。それが私は承りた

い。さらに私はお伺いしたい。上述のように、士法案並びに自衛隊問題は憲法上非常に疑問の多い案件です。従つて、今日から憲法改正の意図のあることを、この際この議場を通して、国民に開明せしめ、この問題に関する国民の関心を高め、おの／＼その準備に着手せしめる必要があろうと私は信ずるのであります。これに対する吉田首相のお考えをお伺いしたい。

さらに、第三の質問といたしまして、木村長官にお伺いをいたしたい。本法案の第九十六条によりまして、「自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、左の犯罪につき」司法

警察職員として職務を行う。隊員の犯した犯罪、職務に従事する隊員に対する犯罪、その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪、自衛隊の使用する施設内における犯罪、自衛隊の物件に対する犯罪、この規定しておる。そこで疑問となるのは、右の秩序維持の職務に専従する者は、終戦前にわかれ民衆が今思い起しても身の毛のよだつように恐れておりましたあの憲兵制度の復活にはならないかという、この点であります。すなわち、隊内の犯罪検査、捜査は、あけて右の専従しておりますところの秩序維持官がやつておるのである。外部警察では全然手が出せなくなるのは当然です。従つて、昨今のこく汚職事件頻発する時代にあつて、隊内の名譽や世評を恐れて、いわゆる奥の奥のふたをして、捜査や公訴提起を躊躇するやうなことがありはせぬか、そういうおそれも多分にあると思ふ。かくのごとき場合に、もちろん検査が外部から指揮権を發動せしむることは、それは法律上できましよう。が、しかし、隊内の秩序維持官がこの命令に従わなかつたときの処置については何らの規定がない。これに対して長官はどんなふうに考えておられるか。

○議長(堤隆次郎君) 松永君、申合せの時間が参りましたから、なるべく簡単にお願い申し上げます。

○松永重吉(議) すなわち、要約すれば、昔の憲兵化するおそれはないかという事です。一般検査官の指揮権との関係はどうかということです。

さらに、第四点の質問として木村長官にお伺いしたい。本法案によりまして、隊内に学校を置いて、「隊員に対してその職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う」とともに、「云々」と規定してある。もちろん職務遂行に必要な知識、技能の修得は当然のことです。学生ばかりではない。全隊員に対して一貫せる指導精神がなければなりません。長官はいかなる指導精神、指導方針を持つておられるか、それを承りたい。私どもの承知しておるところでは、終戦前の軍隊では、その是非善悪は別といたしましても、軍人勸諭、戦術訓練等によつて指導方針としておつたようであります。しかも、その当時の青年は、小学校教育當時から厳密な教育勸諭につちかわれて来ておるのであります。現在の青年は右のような一貫せる指導のもとに教育されてない。小学校時代から道徳の基盤であるところの修身を教えられてない。民族を守れと号令しても、おれ／＼の民族の祖先の歩んで来た歴史を教えられてない。祖国を守れと言つても、この小さな四つの島の地理さえ教えられてない。昨年の暮れの話であります。新聞に、北海道の小学校の六年生でありました

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議録第二十号 緒方國務大臣の答弁 木村國務大臣の答弁

か、富士山は北海道のどこにあるのだ、こう言つて先生に質問したということが掲載されておつた。この基礎教育のもとに育てられて来た青年隊員であります。一旦緩急あつたときに、おのれを犠牲にしても民族を守るといふ尊厳を民族魂として隊員の精神にたたき込もうとしておられるか、すなわち、隊員にどういふ筋金を入れようとお考えになつておられるか、こういうことを伺ひたいのであります。

先年か、若山伝へられた、保安隊員は失業青年が給料のために募集しておるのだ、あるいは退職金六万円を目途としておるのだ、こう言われておる。特に、先般新聞紙の伝へるところによれば、久里浜の保安大学の学生が、学校当局に対して、自分らが全学連に加盟することを承認しろ、もしこれを認めなければ同盟休校するまで騒いだといふことが新聞に載つておつた。私は隊員全部がさうであるとは信じない。しかし、数年来頻々として起つた隊内の騒動事件、相当な官職にある高給者が食糧のピンはねをやつたり、横流しをやつた、欺詐をやつた等々、まことに保安隊スキヤンドルの記事の出てない日はその当時はなかつたくらいである。もとより、私は、木村長官を青年時代からよく承知しておる。厳格な性格、廉潔の士であるといふことは、私はよく承知いたしておる。しかし、あなたも、あんな不祥事件の続出する

のは、紀律が乱れておるのは、一貫せざる指導精神、いわゆる筋金が入つていないからであるとお気づきにはなりませんか。(拍手)筋金の入つていない、民族守護の気風を持たない隊員をいくつ増員しなくても、かかしに兵器をかつかせるのと同様じゃ、筋金の入つていないかかしを本年度五万人も増員するより、むしろ国民の信頼できる少数にとどめて、余剰の金を生活苦に悩んでおる民族の厚生資金にまわすのがあたりまえじゃなからうか。(拍手)私はそのくらいにすら考えておる。

さらに、とくと御考慮願ひなければならぬことは、保安隊員中の大部分は——これは大部分ですよ。われ／＼こそは日本を守る軍隊である、民族のための守護者である、国家の干城である軍人であると思つておると思ふ。

〔時間々々と呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎君) 松永君、申合せ時間をすいぶん過ぎておりますから、結論を願ひます。

○松永東君(総) もうすぐです。——給者が食糧のピンはねをやつたり、横流しをやつた、欺詐をやつた等々、まことに保安隊スキヤンドルの記事の出てない日はその当時はなかつたくらいである。もとより、私は、木村長官を青年時代からよく承知しておる。厳格な性格、廉潔の士であるといふことは、私はよく承知いたしておる。しかし、あなたも、あんな不祥事件の続出する

のは、紀律が乱れておるのは、一貫せざる指導精神、いわゆる筋金が入つていないからであるとお気づきにはなりませんか。(拍手)筋金の入つていない、民族守護の気風を持たない隊員をいくつ増員しなくても、かかしに兵器をかつかせるのと同様じゃ、筋金の入つていないかかしを本年度五万人も増員するより、むしろ国民の信頼できる少数にとどめて、余剰の金を生活苦に悩んでおる民族の厚生資金にまわすのがあたりまえじゃなからうか。(拍手)私はそのくらいにすら考えておる。

さらに、とくと御考慮願ひなければならぬことは、保安隊員中の大部分は——これは大部分ですよ。われ／＼こそは日本を守る軍隊である、民族のための守護者である、国家の干城である軍人であると思つておると思ふ。

〔時間々々と呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎君) 松永君、申合せ時間をすいぶん過ぎておりますから、結論を願ひます。

○松永東君(総) もうすぐです。——給者が食糧のピンはねをやつたり、横流しをやつた、欺詐をやつた等々、まことに保安隊スキヤンドルの記事の出てない日はその当時はなかつたくらいである。もとより、私は、木村長官を青年時代からよく承知しておる。厳格な性格、廉潔の士であるといふことは、私はよく承知いたしておる。しかし、あなたも、あんな不祥事件の続出する

のは、紀律が乱れておるのは、一貫せざる指導精神、いわゆる筋金が入つていないからであるとお気づきにはなりませんか。(拍手)筋金の入つていない、民族守護の気風を持たない隊員をいくつ増員しなくても、かかしに兵器をかつかせるのと同様じゃ、筋金の入つていないかかしを本年度五万人も増員するより、むしろ国民の信頼できる少数にとどめて、余剰の金を生活苦に悩んでおる民族の厚生資金にまわすのがあたりまえじゃなからうか。(拍手)私はそのくらいにすら考えておる。

さらに、とくと御考慮願ひなければならぬことは、保安隊員中の大部分は——これは大部分ですよ。われ／＼こそは日本を守る軍隊である、民族のための守護者である、国家の干城である軍人であると思つておると思ふ。

〔時間々々と呼ぶ者あり〕

○議長(橋本次郎君) 松永君、申合せ時間をすいぶん過ぎておりますから、結論を願ひます。

○松永東君(総) もうすぐです。——給者が食糧のピンはねをやつたり、横流しをやつた、欺詐をやつた等々、まことに保安隊スキヤンドルの記事の出てない日はその当時はなかつたくらいである。もとより、私は、木村長官を青年時代からよく承知しておる。厳格な性格、廉潔の士であるといふことは、私はよく承知いたしておる。しかし、あなたも、あんな不祥事件の続出する

神を御覧せんとするお考えであるか、この点を承りたい。

私はまだお伺ひしたい点がたくさんございませうけれども、しかし時間がありませんから、以上の諸点について、関係閣僚諸公のこまかしのない、ほんとうの、率直な御答弁を要求いたしまして、私の質問を終る次第でございませう。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

自衛力が漸増して戦力に至れば、当然に憲法を改正すべきではないか。それは、政府といたしまして、さうに考えております。自衛力漸増の結果戦力に立ち至るようなことになるならば、当然憲法は改正すべきであると考へております。しかし、自衛力の増強につきまして、現在政府はそこまで考へておりません。戦力であるかどうかということは、これは兵器の進歩または国際的の環境、さういふもので客観的にきまつて来るものであると考へておるのであります。(それはたれがきめるのだと呼ぶ者あり)

しからば、たれが憲法改正の時期であるかどうかというのをきめるかと、いふことでございませうが、それは、私は結局国民がきめるものであると考へております。政府が、防衛力を増強して、憲法改正を必要とするといふことを判断する時期があります。それは政

府の主観であります。その政府の主観が、両院の議決によりまして、憲法改正の発議がなされた後におきまして、国民がそれを判断いたしまして、この防衛力の段階において憲法を改正すべきであるかどうかといふことは、これは私は、最後的に国民が判断して、投票して決定すべきものであると考へております。その手続の上にも限りがあるれば、それは最高裁判所の問題であらうと考へておるのであります。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 松永君にお答えする前に申し上げたいのであります。松永君のお話中に、私が自衛のためなら戦力を持つていいといふことを言つたように御発言でありましたが、全然間違ひであります。私は終始客観視をとおしております。自衛のためといわず、いかなる目的といわず、任務のためといわず、戦力に至らざる程度のものと、さういふふうに申し上げたのであります。それで、前に申したのは、さういふ主観もある、いわゆる芦田理論もある、これはしかし傾聴するに値すべき議論であるが、自分のとらざるどころだ、こう申したのであります。これだけを申したのであります。誤解であります。

それから、部内の秩序維持の問題であります。これは、部内において庁舎あるいは船のうち、施設のうち、

それらに対する犯罪につきましては、ある種の保安隊員をもつてこれに当らしめるものであります。決して昔の憲兵を再出するものではないと考へております。

次に、これから創設されます自衛隊の志気の問題であります。この教育方針といたしましては、おとよを民主主義において何が一番必要であるか、これは自由であります。人間の自由であります。自由なきところ、いかにパンがあつても人間生活はないとわれ／＼考へる。この自由の維持のためには、われ／＼は渾身の力を出してこれを防止しなくてはならぬ。さうして、二国において何が一番必要であるか。いわゆるその国の自由、安全、平和であります。この自由と平和と安全を第一に守り抜くものはすなわち自衛隊員であります。この自衛隊員がその力をもつて防止するといふことにほんとうの職責があるといふことを自覚すれば、おのずからその間に渾然たる一体をなして日本の防衛の任に當ることができて来るのであります。この尊さを自衛隊員によく了解せしめることが私は第一義と考へておるのであります。幸いに現在の保安隊員は十分にこの意を了して訓練にいそしんでおるといふことは、前もつて申し上げた通りであります。決して御心配はいりません。保安隊の中に不届きな者があつたことは事実であります。しかしながら、十数万の

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議第二十号 議長の報告

数に達するこの大勢の中に多少の差があることはお許しを願いたい。(発言する者あり)今後私は力を入れて、さようなことの再びないように、渾身の力を注いでやりたいと思つております。

また、保安大学校についての問題であります。保安大学校で今申されたような事実はありません。私は十分に取調べたのであります。自治会に加入したいなんという動きは少しもないということ、ここにはつきり申し上げたいのであります。

○議長(尾崎大郎君)これにて質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十四分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
国務大臣 緒方 竹虎君
国務大臣 木村鳩太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 福永 健司君
法制局第一部長 高辻 正巳君
外務省欧米局長 土屋 重君
外務省条約局長 下田 武三君

朗読を省略した報告

一、昨十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
港域法の一部を改正する法律
遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供す

る船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律
水産業協同組合法の一部を改正する法律

一、昨十二日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。
法務委員会

理事 高橋 祐一君(理事吉田安君昨十二日委員辞任につきその補充)

経済安定委員会

理事 菊川 忠雄君(理事菊川忠雄君去る二月二十七日委員辞任につきその補充)

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 津雲 國利君
人事委員 矢尾喜三郎君
地方行政委員 木村 武雄君
法務委員 吉田 安君
外務委員 河野 一郎君

三浦寅之助君 金子與重郎君
須磨彌吉郎君 佐々木盛雄君
喜多壯一郎君 荒木萬壽夫君
佐藤 芳男君
大蔵委員 宮原幸三郎君
加藤 錦造君
文部委員 喜多壯一郎君
厚生委員 中川 俊思君

農林委員

佐々木盛雄君 佐藤大郎君
中村 梅吉君 三浦寅之助君
通商産業委員 坪川 信三君
田中伊三次君 加藤 錦造君
運輸委員 井上 良二君

青野 武一郎君 順 兼次郎君
山口丈太郎君 館 俊三君
郵政委員 大上 司君
電気通信委員 庄司 一郎君
労働委員 安藤 正純君

田中伊三次君 池田 勇人君
佐藤 芳男君 荒木萬壽夫君
島上善五郎君 黒澤 幸一郎君
川島 金次君 多賀谷良珍君
山村新治郎君 中原 健次君
坪川 信三君 中川 俊思君
橋本 龍伍君 渡邊 良夫君
喜多壯一郎君 須磨彌吉郎君
予算委員 尾関 義一君
決算委員 池田 勇人君
議院運営委員 山崎 岩男君
山田 彌一君 青野 武一郎君
押谷 富三君
懲罰委員 橋本 龍伍君
橋本 龍伍君 篠田 弘作君

常任委員の補充を指名した。
内閣委員 木村 武雄君
人事委員 川島 金次君
地方行政委員 津雲 國利君
法務委員 金子與重郎君
外務委員 中村 梅吉君

佐々木盛雄君 喜多壯一郎君
佐藤 芳男君 三浦寅之助君
荒木萬壽夫君 須磨彌吉郎君
大蔵委員 大上 司君
文部委員 井上良二君
吉田 安君
厚生委員 山村新治郎君
農林委員 大橋 武夫君
中川 俊思君
三浦寅之助君 井手 以誠君
通商産業委員 河野 一郎君
佐々木盛雄君
田中伊三次君 井上 良二君
坪川 信三君 加藤 錦造君
運輸委員 島上善五郎君
多賀谷良珍君 黒澤 幸一郎君
郵政委員 宮原幸三郎君
電気通信委員 安藤 正純君
労働委員 庄司 一郎君

中川 俊思君 橋本 龍伍君
坪川 信三君 喜多壯一郎君
須磨彌吉郎君 順 兼次郎君
青野 武一郎君 山口丈太郎君
矢尾喜三郎君 館 俊三君
松田竹千代君 安藤 正純君
田中伊三次君 大橋 武夫君
篠田 弘作君 池田 勇人君
荒木萬壽夫君 佐藤 芳男君
予算委員 尾関 義一君
池田 勇人君 田中 角榮君
決算委員 押谷 富三君
議院運営委員 江藤 夏雄君
懲罰委員 篠田 弘作君
橋本 龍伍君

一、外務委員長から提出した次の公職
会開承認請求に対し、議長は昨十二日これを承認した。
公職会開承認請求書
一、公職会を開こうとする議案
一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件
(条約第八号)
一、農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)
一、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協

定の締結について承認を求め るの件(条約第一〇号) 一、投資の保証に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件(条約第一二号) 一、意見の聞こえとする問題 一、日本国とアメリカ合衆国と の間の相互防衛援助協定の批 准について承認を求めめるの件 について 一、農産物の購入に関する日本 国とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 一、経済的措置に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 一、投資の保証に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件(条約第一二号) 一、意見の聞こえとする問題 一、日本国とアメリカ合衆国と の間の相互防衛援助協定の批 准について承認を求めめるの件 について 一、農産物の購入に関する日本 国とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 一、経済的措置に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 昭和二十九年三月十二日 外務委員長 上塚 司 衆議院議長堤康次郎殿 昭和二十九年三月十三日 衆議院公報第二十号 議長報告	一、昨十二日外務委員長から次の公職 会開報告書を提出した。 公職会開報告書 一、公職会を開く議案 一、日本国とアメリカ合衆国と の間の相互防衛援助協定の批 准について承認を求めめるの件 (条約第八号) 一、農産物の購入に関する日本 国とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件(条約第九号) 一、経済的措置に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件(条約第一〇号) 一、投資の保証に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件(条約第一二号) 一、意見の聞こえとする問題 一、日本国とアメリカ合衆国と の間の相互防衛援助協定の批 准について承認を求めめるの件 について 一、農産物の購入に関する日本 国とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 一、経済的措置に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 昭和二十九年三月十二日 外務委員長 上塚 司 衆議院議長堤康次郎殿	定の締結について承認を求め るの件について 一、投資の保証に関する日本国 とアメリカ合衆国との間の協 定の締結について承認を求め るの件について 一、公職会の日時 昭和二十九年三月二十二日及び 二十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したか ら衆議院規則第七十九条により報告 する。 昭和二十九年三月十二日 外務委員長 上塚 司 衆議院議長堤康次郎殿 一、昨十二日議員から提出した議案は 次の通りである。 造船修繕施設の究明に関する決議案 (加藤勘十君外六十三名提出) 一、昨十二日内閣から提出した議案は 次の通りである。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関 する法律の一部を改正する法律案 母子福祉資金の貸付等に関する法律 の一部を改正する法律案 石油及び可燃性天然ガス資源開発法 の一部を改正する法律案 石油資源探査促進臨時措置法案 一、昨十二日委員会に付託された議案 は次の通りである。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関 する法律の一部を改正する法律案	(内閣提出第九六号) 法務委員会 付託 母子福祉資金の貸付等に関する法律 の一部を改正する法律案(内閣提出 第九七号) 厚生委員会 付託 石油及び可燃性天然ガス資源開発法 の一部を改正する法律案(内閣提出 第九八号) 石油資源探査促進臨時措置法案(内 閣提出第九九号) 以上二件 通商産業委員会 付託 一、昨十二日参議院に送付した本院提 出案は次の通りである。 肥料取締法の一部を改正する法律 案 一、昨十二日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。 清野法案 学校教育法の一部を改正する法律 案 公立学校施設設置庫負担法の一部を 改正する法律案 農林漁業金融公庫法の一部を改正す る法律案 開拓融資保証法の一部を改正する法 律案 一、昨十二日参議院送付の次の同院提 出案を可決した旨参議院に通知し た。 水産業協同組合法の一部を改正する 法律案 一、昨十二日参議院において、次の内	閣提出案を可決した旨の通知書を受 領した。 港湾法の一部を改正する法律案 遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供す る船舶についての船舶職員法の臨時 特例に関する法律案 一、昨十二日議員から提出した質問主 意書は次の通りである。 国民所得に関する質問主意書(井堀 繁雄君提出) 一、去る九日内閣から次の答弁書を受 領した。 衆議院議員並木芳雄君提出共同駅設 置に関する質問に対する答弁書 〔参照〕 共同駅設置に関する質問主意書 東京都南多摩郡町田町はめきめき 発展しているが、最近国鉄横浜線の 原町駅と、小田急線の新原町田駅 とが一つの地点に合流して、共同駅 が設置されるとの報道がある。 実際、当局にこのような計画があ るか承りたい。 もしありとすれば、いかなる地点 にどのように設置するのか、その内 容を詳しく知りたい。 右質問する。 昭和二十九年三月九日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長堤康次郎殿 衆議院議員並木芳雄君提出共同駅設
---	---	--	--	---

昭和二十九年三月十三日 衆議院會議録第二十号 議員の報告

置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出共同
駅設置に関する質問に対する答
弁書

横浜線原町田駅と小田急電鉄線新
原町田駅とを統合して新たに駅を設
置することは、目下のところ具体的
な計画はない。

なお、本駅の設置は国鉄の現状か
ら早急な実施は困難であると考え
る。

右答弁する。

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
送料 五円

発行所

東京府区市町村会館
大蔵省印刷局
東京府九段三丁目一五
番地
電話 九〇〇〇